

## 日本原電東海第二原発の再稼働中止を求める意見書（案）

9月26日、原子力規制委員会は、日本原電東海第二原発が新規規制基準に適合すると認める審査書を正式に決定した。東日本大震災の被災原発としては初の再稼働容認であるだけでなく、同原発は1978年11月の運転開始から本年11月に40年を迎える老朽原発であり、規制委員会は20年間の運転延長に関わる審議もほとんど終えているとされている。立地隣接県の住民として、首都圏唯一の原発である同原発の再稼働は断じて認めることができない。

本原発は、大事故を起こした東電福島第一原発と同型の沸騰水型原発である。福島第一の事故原因調査は未だ完了しておらず、多岐にわたる未解明点が残存している。根本的欠陥のありうる中での再稼働は技術的に杜撰すぎる。そのうえ、本原発は老朽化のみならず、東日本大震災時には福島第一と同様外部電源喪失と非常用ディーゼル発電機の水没に直面し、かろうじて冷温停止に至った被災原発でもある。この被災の影響評価と補修・対策の実効性の精査は不十分なままである。関連して、可燃性ケーブルの難燃性への交換の困難さも繰り返し指摘されているにもかかわらず、それに対しても日本原電は場当たりの対応しか行っていないのが現状である。このような中での再稼働と運転延長はきわめて危険と判断せざるを得ない。

30キロ圏内だけで96万人が居住している本原発が過酷事故を起こした場合、放射能汚染、大量の避難民への対処など、福島第一事故時を上回る広範囲にわたる影響が発生することは確実である。30キロ圏を超えた茨城県内の自治体のほとんどが再稼働と運転延長に反対する議決を挙げているのは当然である。隣接する本県においても、その影響は計り知れない。にもかかわらず、本県では事故時に率先して配布されなければならない「安定ヨウ素剤」の確保もなされていないのが現状である。

住民の生命と生活の安全の確保を第一義とすべき自治体の議会として、安全性に不安があり、電力需給の面からも必要性皆無の東海第二原発の再稼働と運転延長は認められず、即刻廃炉とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣

原子力規制委員長 　あて